

公立大学法人島根県立大学平成28年度計画

() 内は中期計画項目番号

I. 社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりに関する目標を達成するためにとるべき措置

(No.1)

- 1) 松江キャンパスの新学部設置等について、平成29年3月の設置認可申請に向けて着実に準備を進める。また、平成28年夏頃を目途に高校生への進学意向等調査や事業所への採用意向調査等を行うとともに、学生確保に向けた広報活動を実施する。

【重点項目】

- 2) 浜田キャンパスの将来構想について、素案を基に法人改革検討委員会における検討を踏まえて法人としての将来構想を策定し、島根県や大学支援協議会に報告する。

【重点項目】

II. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育研究の質の保証と向上

中期目標で指示された教育研究の質の保証と向上を図るため、以下に掲げる教育、研究、地域貢献・国際化、組織運営に関する計画が着実に実施できるよう取り組む。

2 教育

(1) 教育内容の充実

ア 入学者の受入れ

(No.2)

- 1) 各キャンパスにおいて、志願動向及び入学者の学力について分析を行う。また、進路指導懇談会及び高校訪問等を通じて進路指導部教員と意見交換を行い、情報を収集する。松江キャンパスにおいては、平成30年度の4年制化に向けて入試制度を公表する。出雲キャンパスにおいては、県内中山間地域の看護師不足解消に向けた推薦枠創設について、さらに検討を行う。【重点項目】
- 2) 各キャンパスにおいて、社会人を対象に、引き続きセンター試験を免除する特別選抜区分を設置し受入れを行う。また、市役所や図書館等の公共施設に大学案内、選抜要綱を設置することで広く入試制度の周知を行う。
- 3) 文部科学省から示されるアドミッションポリシー制定ガイドラインに沿って、アドミッションポリシーを明確化する作業を行う。また、高大接続並びに大学入試制度改革についての議論を注視し、引き続き情報収集及び情報分析を行う。

(No.3)

- 1) 志願者数の増加につなげるため、学部・大学院・短期大学部それぞれの状況に応じ、効率的に高校訪問等を行い県内外へ向けた学生募集活動に取り組む。【重点項目】
- 2) 県内の高等学校進路指導部教員との意見交換会を通して、高等学校には本学が発信・提供できる情報を明確に伝え、また、高等学校のニーズも踏まえた対応を行う

ことにより、県内高校からの志願者の増加を図る。

- 3) 高校を対象とした大学見学会の開催及び、高校への出張講義等の連携事業を実施する。浜田キャンパスにおいては、浜田高校及び江津高校との高大連携協定に則り継続的に交流を行う。また、アカデミックインターンシップを継続して開催し、高校生の本学への主体的な進路選択を促す。
- 4) テレビCMや新聞・雑誌、広報用DVD等あらゆる広報媒体を活用し、学生募集を中心とした情報発信を行い、引き続き県立大学・短期大学部の入学定員充足率 100%を達成する。また、志願者数確保のため、広告媒体の効果を検証しつつ有効性のある広報を実施する。

【県立大学】[大学院博士課程]

- 5) 日本人学生を安定的に確保するため、日本人学生に対する給付型奨学金制度を継続する。
- 6) キャリアセンターと連携し、学部生への大学院紹介の機会を充実させる。また、本学大学院に関心を持っている学生に対し、修了後の将来像のイメージにつなげる情報提供を行うため、博士課程修了者の就職先等の動向を調査する。

(No.4)

【県立大学】[大学院博士課程]

- ・大学院科目早期履修制度規程の見直しを行うことで、より多くの履修者を得るための取り組みを行い、学部と大学院の連続的な教育の充実を図る。また、引き続きメールや学内掲示板にポスターを貼り、学部生への周知を行う。

(No.5)

【県立大学】[大学院博士課程]

- 1) 引き続き、関係諸大学に対し大学院案内や募集要項の送付を行うと共に、教員が海外を訪問する機会に、関係諸大学を訪れ、広報活動を積極的に行う。
- 2) 留学生に対する経済支援（充実した奨学金制度や授業料減免制度など）について、ホームページでの情報提供や、募集要項送付先に文書で情報提供するなど、積極的な広報を行う。
- 3) 本学教員が海外を訪問した際に、関係諸大学で大学院学生募集に係る現地説明会のニーズを把握するための調査を行う。

[中期計画数値目標]

- ・県立大学・短期大学部の入学定員充足率 100%以上をめざす。

イ 教育課程の充実

(ア) 魅力ある体系的なカリキュラム編成

(No.6)

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 1) 平成 30 年度の松江キャンパス 4 年制化の際に、キャンパス間の授業時間を統一できるように調整を図る。

(イ) 英語教育の習熟度別教育、リメディアル教育

(No.7)

【県立大学】[総合政策学部]

- 1) 学生の英語力を高いレベルに導くよう実施した英語科目のカリキュラム改編の成果について分析・評価を行う。
- 2) 交流協定を締結している大学等へ留学をする学生の英語力を高めるため、引き続き「TOEFL 準備講座」(非正規科目)を開講する。

[中期計画数値目標]

- ・ TOEIC 730 点、英検準一級、TOEFL iBT61 点(ITP500 点)程度の英語力のある学生、又は、英語で卒業論文を執筆する学生を 10 人以上輩出することをめざす。(浜田キャンパス)

(No.8)

【県立大学短期大学部】[健康栄養学科]

- ・ 健康栄養学科 1 年次生を対象とした「栄養士スキルⅠ」、健康栄養学科 2 年次生を対象とした「栄養士スキルⅡ」の内容検討を行い、次年度に反映させる。

(ウ) キャリア教育

(No.9)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 大学入学から、卒業・修了まで以下の体系的なキャリア教育を行う。
 - ① 自律的・積極的に学ぶ姿勢を確立し、視野を広げる。そのために、1 年次生を対象として春学期に必修科目「キャリア形成Ⅰ」を開講する。
 - ② 社会との関わりの中で、働く意義や求められる人材像・職業について理解する。そのために、春学期と秋学期に、1～2 年次生を対象として、「インターンシップ入門」、「インターンシップ実習」、3 年次生を対象として「企業体験実習」を開講する。また、1～3 年次生を対象として、「地域社会体験」を開講する。
 - ③ 自分の具体的な将来像を描き、進路を決定し、就職活動の準備を進める。そのために、3 年次生を対象として、秋学期に必修科目「キャリア形成Ⅱ」を開講する。就職活動の開始時期が変化する中で、学生自身が自律的に目標を設定して、目標を達成するプロセスを描き、そのプロセスを実行する姿勢を育てる。
- 2) インターンシップの事前教育を充実させる。具体的な方策として、「インターンシップ入門」の授業で、インターンシップ受入先の社会人の方を春学期と秋学期にそれぞれゲストスピーカーとして招き、受入先の視点から、インターンシップの学びを深める取り組みを行う。「インターンシップ入門」の履修者の目標は、年間 50 名以上とする。引き続き事後教育では、「インターンシップ実習」、「企業体験実習」に参加した学生の報告会を 9 月と 3 月に開催し、インターンシップ研修生の学びを共有

させる。【重点項目】

- 3) 引き続きキャリアシートの書き方や活用法を1年次春学期開講の「キャリア形成Ⅰ」および3年次秋学期開講の「キャリア形成Ⅱ」において伝達する。
- 4) 引き続き「キャリア形成」等の授業のゲストスピーカーとして、多様な領域で活躍している社会人等を7名以上招聘し、学生の視野を広げ、社会で求められる人材像や仕事を進めるために必要となる力への理解を深めるなど、産業界のニーズを反映した授業を行う。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 5) 新カリキュラムの科目「キャリアセミナー」において、より充実を図ったキャリア支援プログラムを企画する。また、希望者に対して模擬面接や小論文添削、公務員対策講座など個別支援の充実を図り、県内への就職割合6割以上を目指す。

(No.10)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) インターンシップについて、斡旋機関と協力して、説明会を各学期に1回実施して、参加者の増加を図る。また、受入機関に、必要となる姿勢・着眼点などのヒアリングを行い、インターンシップ教育に反映させる。【重点項目】
- 2) 引き続きOB・企業訪問を実施するとともに、就職情報会社のセミナーにも参加し、企業が求める人材ニーズについて情報収集する。また、企業等から「主体性」「働きかけ力」も求める声があることから、キャリアプログラムにおいて、これらの力を養うための「プレゼンテーション技法講座」などのグループワーク、ディスカッションを継続実施する。

(エ) リカレント教育

(No.11)

【県立大学】[総合政策学部]

- 1) 「科目等履修」や「聴講」制度等を積極的に周知・活用することで、社会人を積極的に受け入れるための取組を継続して行う。

【県立大学】[大学院博士課程]

- 2) 大学院における社会人の受け入れ促進のため、個々の教員の負担に配慮しつつ、必要に応じて6限目や7限目の授業時間を時間割上に配置するなど、柔軟な時間割編成を行う。

(No.12)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 1) 島根県健康福祉部や島根県看護協会等と連携しながら、島根県内看護職のためのキャリア支援事業を企画・実施する。

【県立大学短期大学部】[健康栄養学科]

- 2) 職能団体と連携し、客員教授の公開授業や公開講座「椿の道アカデミー」において、「栄養士のためのステップアップ講座」を開催し、島根県内の管理栄養士・栄養士のスキルアップを図る。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 3) 認定看護師（緩和ケア）養成のため、認定看護師教育課程を申請どおり運営する。
また島根県と協議しながら次の認定看護師教育課程開講の準備を行う。

(No.13)

【県立大学】〔総合政策学部〕

- ・浜田キャンパスの将来構想検討に関連して、教育課程の見直しについて検討を進め、可能な部分から取り組みを実施する。

(No.14)

【県立大学】〔看護学部〕

- 1) 平成 27 年度の調査及び結果分析に基づいて、看護実践能力強化に関する教育内容の評価を行う。改善が必要な点が明確になれば、教育目標及び方法について検討する。
- 2) シミュレーショントレーニングプログラムについて、評価結果に基づき、より有効な方法に改善し、定着させる。
- 3) 看護学部で経験する看護学実習を通じて把握した学生の看護技術の経験度や学習内容の分析結果を踏まえて、看護技術教育について検討する。

(No.15)

【県立大学】〔看護学部〕

- ・完成年度を迎えた評価結果に基づき、教育課程や教育内容について再考する。

(No.16)

【県立大学】〔看護学部〕

- ・実習施設・機関との連携強化を図り、実習指導のあり方について「看護学実習意見交換会」等により検討する。また、看護教育及び看護実践の充実を図るため、県立病院と大学において、教育や臨床の場での相互交流を促進していく。

〔中期計画数値目標〕

- ・看護師、保健師国家試験合格率 100%をめざす（出雲キャンパス）。

〔中期計画数値目標に対する平成 28 年度計画〕

国家試験対策の基本計画に基づき、国家試験対策にも資する正課外対策セミナーや模擬試験を実施し、評価する。

国家試験への取り組みに関して、チューター教員（国家試験対策担当）、事務局教務学生課との連携により組織としての支援（国家試験模擬試験のフィードバック指導および補講など）を実施する。

(No.16-2)

【県立大学】〔別科助産学専攻〕

- ・助産実践能力の充実を図る。特に緊急的状況に対応できる基礎的能力について授業での強化を図る。

(No.16-3)

【県立大学】[別科助産学専攻]

- ・実習施設・機関との連携方法について検討し、実習開始までに具体的な方針を出す。

[中期計画数値目標]

- ・助産師国家試験合格率 100%をめざす（出雲キャンパス）

(No.17) 【計画なし】

[中期計画数値目標]

- ・卒業時の栄養士資格取得 90%以上、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有率 90%以上をめざす。（松江キャンパス）

中期計画数値目標に対する平成 28 年度計画

健康栄養学科においては、栄養士として必要な職業倫理やキャリア教育を目的に、専門職となるための導入教育科目として「栄養士スキルⅠ」（1年次生対象）、「栄養士スキルⅡ」（2年次生対象）を開講し、入学時から、栄養士となるための動機付けを行い、卒業時の栄養士資格取得 90%以上を目指す。

保育学科においては、卒業時の保育士資格と幼稚園教諭免許の併有率 90%以上を目指す。

(No.18～19)

【短期大学部専攻科】(平成 26 年度まで) 【計画なし】

(No.19-2)

【県立大学】[大学院修士課程]

- ・専攻領域における高い倫理観に基づく看護実践力、多職種多機関とのコーディネート力、課題に対して論理的に探究できる研究力を身につけられるよう、個々の学生に適した授業科目の履修を指導・助言する。【重点項目】

(No.19-3)

【県立大学】[大学院修士課程]

- ・島根県の保健医療現場における課題発見・探究・解決に取り組むため、基盤科目・専門科目共にフィールドワークを含む演習科目を実施する。

(No.20)

【県立大学】[大学院博士課程]

- 1) NEARセンター准研究員制度を継続実施し、大学院博士後期課程の院生を准研究員に任命し、指導する。
- 2) 「日韓・日朝交流史研究会」及び「北東アジア研究会」への院生の参加を奨励する。

(No.21)

【県立大学】[大学院博士課程]

- ・研究助成制度等の助成情報について、大学院生及び教員にメールや学内掲示板ス

テムを通じて情報提供を行う。

(No.22)

【県立大学】[大学院博士課程]

- ・学会参加等支援制度について、大学院便覧での紹介や新入生オリエンテーションで説明を行い、周知方法を工夫するなど、活用実績を増やす取組みを行うとともに、引き続ききめ細やかな研究指導を行い、大学院生の研究充実に努める。

(No.23)

【県立大学】[大学院博士課程]

- ・「競争的課題研究プログラム」助成事業を継続実施する。

ウ 成績評価等

(No.24)

【県立大学】[総合政策学部]

- 1) 厳正な成績評価を実施するために、引き続き、授業内容、到達目標、成績評価基準、授業計画等を明示したシラバスの充実を図る。

【県立大学】[総合政策学部・看護学部]、【県立大学短期大学部】

- 2) 平成 27 年度末に作成したスケジュールにより、GPA制度の導入に向けた作業を行う。

【県立大学】[大学院博士課程]

- 3) 平成 26 年度に策定したディプロマポリシーも踏まえ、シラバスの充実を図る。

(2) 教育の質を高めるための取組み

ア 教育の質の向上への取組（ファカルティ・ディベロップメント）

(No.25)

- 1) 各キャンパスにおいて、学生による授業アンケート、教員によるフィードバック、FD年報の作成を実施する。

【県立大学】[大学院博士課程・修士課程]

- 2) 大学院生へのアンケートを実施するとともに、その結果明らかになった課題について検証し、教育の質を高める取組みにつなげる。

(No.26)

- ・初任者研修（教職員対象）を実施し、該当教職員に参加を促す。また、島根大学等のFD研修会への参加を促し、FD活動の大学間連携を図る。

(No.27)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 「授業公開week」（各学期に任意の1週間を設定し、授業公開を可能とした教員の授業を学内の教員に向けて公開）を企画し試行実施を行う。【重点項目】

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) FD研修会や授業参観により授業改善を推進するとともに、教員・職員・学生の三位一体の体制により、引き続き教育の質向上・発展に取り組む。【重点項目】

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 授業公開、学外の第三者の意見聴取等の実施に向けて、試行的な取り組みを行い、三学科で構成される本学に適した実施方法を検討する。また、平成 29 年度の実施に向けて、工程表を作成する。【重点項目】

イ 教育環境の向上への取組

(No.28)

- ・時代に即し、利用者ニーズに対応した環境構築に向けて、講義研究棟のW I F I 環境整備やクラウド化等について具体的に検討する。

(No.29)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 以下の取組みにより、学生協働について全学的な連携を推進する。

- ・定期的に各キャンパスの活動状況を共有する。
- ・読書会など、3 キャンパス合同のイベントを開催する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) 各人のレベル、目的に合わせた図書館主催の少人数制データベース利用講習会（文献検索講習・SMALL）を開催し（目標開催回数：20 回）、学生や教員の学修・研究を支援する。

ウ 教育実施体制の整備

(No.30)

- 1) 他キャンパスの教員を非常勤講師として招聘したり、全学に関する授業を実施することで、キャンパス間の教員交流を推進する。
- 2) 教員の資質向上を推進するため、サバティカル制度を継続実施する。出雲キャンパス及び松江キャンパスにおいて制度の利用実績がないことを踏まえ、ニーズを把握した上での研修制度の見直しについて、引き続き検討する。

(No.31)

【県立大学】〔総合政策学部〕

- ・授業において、ティーチング・アシスタント（TA：大学院生）、スチューデント・アシスタント（SA：学部生）、フレッシュマン・チューター（1 年次生のためのチューター）を引き続き活用する。

(3) 学生支援の充実

ア 学生生活への支援

(No.32)

【県立大学】（浜田キャンパス）【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 1) 引き続き、学生相談窓口についてホームページや配布物、学内掲示等を活用して、学生や保護者、教職員等への周知強化に取り組む。また、不安や悩みを抱えたり、支援を必要とする学生について、関係者間の情報共有を図り、該当する学生の早期

発見・早期対応に努めるとともに、学生がより相談しやすい環境作りを検討する。

- 2) 学生相談室補助員を設置する等、学生支援機能を整備し、学生相談体制の充実を図る。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 3) 学生が抱えるさまざまな問題に対して気軽に相談ができるよう、チューター制を継続し、保健管理センターや関係部門と緊密な連携を図りながら支援する。

(No.33)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- ・学生の生活実態を十分に把握し、的確な学生支援を行うため、質問事項を見直し、より充実した学生生活調査を実施する。

(No.34)

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- ・障がいのある学生に対して、障がい学生支援委員会、個別支援チームおよび関係の部署・委員会（学生生活委員会など）の間で定期的または必要に応じて協議の場を設け、情報共有に取り組み、連携して支援を行う。

イ キャリア支援

(No.35)

- 1) キャンパスごとにキャリア支援プログラムについて検証を行い、必要に応じ改善を加えて実施する。浜田キャンパスにおいては、特に、就職活動のスケジュールが変化中、情報収集に努め、学生が不安に思うことがないよう対応していく。松江キャンパスにおいては、1年次生の後期の授業である「キャリアプランニング」の授業の検証及び改善を行い、就職活動時期の変化に対応していく。【重点項目】

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 2) 就職活動時期の変更の実態を検証し、適切な実施時期を考慮しながら、昨年度に引き続き以下の支援プログラムを実施する。【重点項目】

- ・学内企業説明会の開催、就職活動バスの運行、宿泊施設に関する情報提供
- ・就職活動支援金給付の継続
- ・インターシップの促進
- ・模擬面接の実施、模擬グループディスカッションの実施
- ・模擬筆記試験及び筆記試験対策講座の実施、FP 講座及び TOEIC 講座の実施
- ・身だしなみ・マナー講座の開催
- ・4年次生キャリアサポーター制度の継続
- ・プレゼンテーション技法講座及び社会人になるための基礎知識講座の実施

- 3) 公務員受験対策として「公僕学舎」の取組みを継続実施する。【重点項目】

- ・公務員試験対策専門学校講師による「数的処理」「経済学」集中講座開講
- ・WEB 講座受講支援
- ・学生チューターによる勉強会
- ・個別の面接・小論文指導、時事対策等

・模擬集団討論の実施

- 4) 引き続き自治体が求める人物像を把握する中で、特に公務就職者の声を把握していく。平成 26 年、27 年度に実施した県内自治体からのヒアリングを基に、引き続き一次試験対策としての勉強会や公務員試験対策専門学校講師による集中講座を実施する。また、公務行政職場へのインターンシップを促すとともに、コミュニケーション力・対話力が重視されていることへの対応として、筆記試験対策と同時進行で、これらの力を伸ばすグループディスカッション講座を行う。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 5) 学生に対する就職指導を強化するため、以下のプログラムを実施する。
- ・模擬面接：全学年を対象とし、個別面接、集団面接を実施（特に集団面接は 10 月までに 3 回実施）
 - ・平成 28 年度の就活スケジュール変更に鑑み、1 年次生(平成 27 年度)を対象とした各種模試の実施時期の早期化（例年 2 月～3 月下旬実施分を 12 月～1 月までに実施に変更）。
 - ・保護者との連携を強化するための保護者向けキャリアパンフレットの作成・配布、保護者面談会の実施
 - ・学外の就労支援機関であるハローワーク・ジョブカフェの学内出張相談の実施

(No.36)

- ・キャンパスごとに計画を立てて、OB 業訪問を行い、また、合同企業説明会、企業と学校のマッチングイベント、県人会・市人会、経済団体の会合等に積極的に参加し、求人の確保、新規開拓に努める。

浜田キャンパスにおいては、県内就職率向上に向け、島根大学、ジョブカフェしまね等の関係機関と連携し、学生が県内企業を知る機会となるイベント開催への協力や県内企業とのマッチング促進を行う。

出雲キャンパスにおいては、平成 28 年度は「ソレイユ」の他にもマイナビが企画する県内看護師の就職キャンペーンも学生に紹介し、自分に合った就職先選択に活かしていく。

松江キャンパスにおいては、キャリアアドバイザーによる求人確保や新規求人開拓の促進を図るとともにハローワークやジョブカフェとの連携を深め、学内出張相談を強化する等により早期の就職を目指す。また、合同企業説明会や、就活やキャリア形成に有用な各種セミナー、イベント等の情報を、他校で開催されるものも含めて積極的に公開し、参加機会を増やすとともに、地元の中小企業、業界との交流機会を増やす。

(No.37)

- 1) 各キャンパスにおいて既設のネットワーク（同窓会 WEB システム、卒業生用 SNS、Facebook 等）を利用してキャリアアップ、自己開発に関する情報を適宜配信する。浜田キャンパスにおいては、同窓会事務局フェイスブックを活用し、同窓会情報を積極的に発信するとともに、島根県やジョブカフェしまねが主催する U・I ターンイベントに関する情報も積極的に発信する。

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 2) 同窓会支部役員を中心としたネットワークづくりを強化することで情報収集能力を高め、同窓生同士の相談体制の充実を図る。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 3) 卒業生・修了生の就職先と連携し、卒業生・修了生に対するキャリア支援を強化する。

〔中期計画数値目標〕

- ・第1期中期計画6年間の平均就職率を上回ることをめざす。（浜田キャンパス）
- ・就職希望者について卒業年度全国短期大学平均就職率（文科省報告）を上回ることをめざす。（松江キャンパス）

〔年度計画数値目標〕

- ・就職活動スケジュールが3月の解禁後6月に選考開始と、会社情報を得られる期間が短縮され、学生には就職活動解禁前にしっかりと業界・企業研究を行う事が求められるため、学生へのインターンシップ参加を推奨し、100名を目指す。（浜田キャンパス）

ウ 進学等の支援

(No.38)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- ・関係機関と連携し、進学・留学に関する情報を収集・整理する。学生には、メール、学内電子掲示板、キャリア室配架スペースへの配架等により情報提供を行う。また、キャリア担当職員が国際交流課主催の海外体験報告会等のイベントに参加して情報を入手し、学生に情報提供を行う。

エ 経済的な支援

(No.39)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 後援会組織と連携し、資格取得支援制度を継続して実施する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) WEB版国家試験対策用総合データベースの利用環境を整えるほか、外部講師を招いた短期セミナー等の開催、補講・模擬試験の実施、オリエンテーションの開講などの支援を行う。

(No.40)

【県立大学】（浜田キャンパス、出雲キャンパス）

- ・引き続き、大学案内や選抜要項への記載、入学者事前説明会やオープンキャンパスでの説明により、入学前からの学内奨学金に関する積極的な情報提供を行う。また、在学生に対しては、進級オリエンテーション時等において学内奨学金制度

のほか、学外の様々な経済支援制度についての説明を行う。

オ 部活動、ボランティア活動支援

(No.41)

1) 浜田キャンパスにおいては、後援会と連携し、スポーツ・文化活動奨励金や学生団体活動助成金、表彰制度について、メールニュース配信や学生団体説明会において継続的に周知する。

出雲キャンパスにおいては、学生の活動状況を報告し、引き続き後援会との連携を図る。また、学生サークルの代表者会を継続し、サークル間の横の連携や学生の主体的活動を促す。

2) 各キャンパスにおいて、学内外で積極的に活動している学生団体の活動を、大学ホームページ等を介して発信できるよう支援する。

(No.42)

1) 社会の要請に応えられるような人材を養成するため、学生の活動領域を広げ、より積極的な活動ができるよう、各キャンパスが持つボランティア依頼情報を共有する等のキャンパス間調整を行う。また、ボランティア研修会や報告会等の実施、キャンパス間の学生交流の機会を確保し、学生のボランティア活動を支援する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

2) 「キャリアセミナー1」において、ボランティア活動の説明会を実施し、学生ボランティアマイレージ登録やボランティア保険の加入を推進する。

[中期計画数値目標]

・ボランティア参加者数について年間700人以上をめざす。

カ 卒業生組織との連携

(No.43)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) 引き続き同窓会事務局フェイスブックによる情報発信を行い、同窓生と在学生との交流を促進する。

【県立大学】(浜田キャンパス・出雲キャンパス)

2) キャリアプログラム(授業・講座)の講師として卒業生を招聘したり、OB・OGマッチングサービスを行うなど、卒業生を積極的に活用する。浜田キャンパスにおいては、キャリア教育の授業で、年度中に4回程度卒業生を招聘して授業を運営するとともに、OB・OGを招聘した業界研究セミナーを複数回開催するなど業界研究・企業研究にも積極的に活用する。また、OB・OG訪問を受入可とした卒業生については、卒業生キャリアサポーターとして在学生の就職支援に積極的に関わるよう促す。その際には、同窓会支部役員を中心としたネットワークを活かす。

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 3) 引き続き島根県内及び都市部の就活生激励会を同窓会組織と共同で開催する。
また、県内就職率向上に向け、島根大学、ふるさと島根定住財団等関係団体と連携して、卒業生と在学生との交流の場づくりに協力する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 4) ホームカミングデイの機会に、卒業生・修了生に対してキャンパス情報を提供するとともに、卒業生・修了生の意見を聴取し、同窓会組織との連携を深める。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 5) web同窓会システム（愛称カメラ）の活用、共催イベントの実施等について卒業生会と協議して、さらに具体的に連携を強化する。

3 研究

(1) 目指すべき研究及び研究の成果の活用

ア 目指す研究

(ア) 特色ある独自の研究テーマに基づく国際的、学際的、総合的な研究や専門的な研究

(No.44)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) NEARセンターは、研究会組織を維持し日韓・日朝交流史研究会は4回、北東アジア研究会は6回の集会を開催する。また開催概要をホームページ等に公開する。
2) 北東アジア地域学術交流研究助成金事業を引き続き実施し、北東アジア地域研究に関する支援を行う。

(No.45)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 西周研究会は、アカデミックな立場から地域の偉人西周をめぐる研究に引き続き取り組み、西周に関する研究を深めるとともに、研究成果を地域に還元する。また、「西周シンポジウム」の開催を継続する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 2) 競争的研究費の積極的な学内広報及び職員による申請方法の説明会の開催により積極的な申請を促すとともに、しまね地域共生センターを窓口として、各学科と地域が連携することで松江キャンパス独自の専門研究を推進する。

(イ) 島根県の地域社会が抱える課題解決に資する教育研究の推進

(No.46)

- 1) 大学憲章の精神に沿って、本学が地域再生・活性化の核となる大学になるため、平成25年度に採択を受けた「地（知）の拠点整備事業（大学COC（Center of community）事業）」において実施する「地域と大学の共育・共創・共生に向けた縁結びプラットフォーム」事業を着実に実行する。【重点項目】

- ①『しまね地域マイスター認定制度』を着実に実施する。(『しまね地域共生学入門』の出雲キャンパスと松江キャンパスでの開講。『地域共生演習』および『地域課題総合理解』の浜田キャンパスでの開講。)
 - ②『9月連携会議』を経た『しまね地域共育・共創研究』の推進。
 - ③遠隔講義システムを利用した公開講座の実施。
 - ④短期大学部が開設する『履修証明プログラム』8コースの受講者の決定及び適正な受講管理。
- 2) 浜田市や益田市との共同研究事業を実施する。
- 【県立大学】(浜田キャンパス)
- 3) 北東アジア地域学術交流研究助成金事業「地域貢献プロジェクト助成事業」を引き続き実施し、地域活性化に関する支援を行う。
 - 4) 西周研究会は、アカデミックな立場から地域の偉人西周をめぐる研究に引き続き取り組み、西周に関する研究を深めるとともに、研究成果を地域に還元する。また、「西周シンポジウム」の開催を継続する。(No. 45-1)再掲)
- 【県立大学】(出雲キャンパス)
- 5) 島根県健康福祉部や出雲市等を構成員とする、「(大学COC事業)出雲キャンパスプラットフォーム」を開催し、地域社会が抱える課題について協議を行う。
- 【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)
- 6) 学外の自治体や地域協力者と連携した地域志向の共同研究を推進し、研究連携協議会、並びに紀要・学会誌等により成果を公表する。

[年度計画数値目標]

・島根県健康福祉部や出雲市を構成員とする、「出雲キャンパスプラットフォーム」を年2回開催する。(出雲キャンパス)

イ 研究成果の評価及び活用

(ア) 研究成果の公表と活用

(No.47)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) NEARセンター研究員は様々な形で、研究の公表を引き続き実施するとともに、著書や論文が、新聞・書評誌・外部の学術団体など第三者の評価を受けた場合には、その内容を公表する。
- 2) 『北東アジア学創成シリーズ』の継続刊行に向け、編集委員会の開催、執筆を行う。
- 3) 『北東アジア研究』を年1回刊行する。
- 4) ニュースレター『NEAR News』を年2回刊行する。
- 5) NEARセンター研究員は、それぞれ専門とする地域で開かれる学会に参加し研究報告を行うほか、当該地域所在の大学・研究機関などでの講演や授業を行い、研究成果の活用に努める。

6) N E A Rセンター研究員は市民研究員の研究を側面支援し、その成果を市民研究員の報告会等で地域に公開する。

7) 教員に『総合政策論叢』への投稿を呼びかけ、年2回の発行を継続する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

8) 研究成果は、研究紀要等への投稿、学会等での発表など各種媒体を活用して公表する。また、公開講座や出前講座などを通して地域に還元する。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

9) 「地域研究と教育」「しまね地域共生センター紀要」を刊行して、地域志向研究の成果公表を継続する。

10) 研究成果のインターネット媒体での公表状況を検討し、各センター・委員会・事務局による安定的組織的な更新体制を作る。

(No.48)

【県立大学】(出雲キャンパス)

1) N P O法人21世紀出雲産業支援センターと出雲市が共催する「出雲産業フェア」に出展し、研究成果の発表やキャンパスのP Rを行う。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

2) 学内競争的研究費、受託研究、科学研究費助成事業等により、実用化の取組みを更に推進する。

(2) 研究実施体制等の整備

ア 学内における研究体制の整備

(No.49)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) 「北東アジア学」の構築のため、研究ユニット体制のもとで、共同研究プロジェクトの実施を中心に研究に取り組む。

2) N E A Rセンター研究員は他の地域研究組織が主催する各種研究集会に可能な限り出席し、先端的な地域研究の現状への理解を深め、北東アジア地域の総合研究に資する。

【県立大学・県立大学短期大学部】(全キャンパス)

3) 旧N E A R財団寄付金による予算を活用し、教員が行う研究活動に対し財政的支援を行う。

イ 学外との連携による研究の推進

(No.50)

【県立大学・県立大学短期大学部】(全キャンパス)

1) 旧N E A R財団寄附金を活用した共同研究プロジェクト事業は、可能な限り学外研究者を参画させて、共同研究体制を組織することを奨励する。

2) 旧N E A R財団寄附金を活用した地域貢献プロジェクト事業を、市町村、N P O法人、その他地域関係者とともに実施するよう奨励する。

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 3) N E A Rセンター現地調査の機会を生かして、調査先で協力を依頼する諸大学・研究機関と部局間交流等の可能性を協議する。
- 4) 北東アジア地域研究センターにおいては、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構及び他の研究拠点機関と連携して「北東アジア地域研究推進事業」を着実に実施する。【重点項目】
- 5) 大学院生と市民研究員との共同研究制度を運用、実施する。
- 6) N E A Rセンター内の各種研究会等に、可能な範囲で北東アジア地域の研究者を招聘する。
- 7) 海外の大学、研究機関との共同研究を行う。
- 8) 本学博士号取得者の内、適任者をN E A Rセンター客員研究員に任命する制度を維持し、『北東アジア研究』への投稿を呼びかける等、帰国した留学生とのネットワーク化を図る。

（3）研究費の配分及び外部競争的資金の導入

ア 公正な評価に基づく配分

(No.51)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 学内の競争的資金配分において、科学研究費助成事業等外部資金の応募を条件とした審査を行うなど、研究者の積極的な外部資金への応募を促進する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) 特別研究費の配分において、科学研究費助成事業等外部資金の応募・採択状況等を反映した基準により実施する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 競争的研究費の積極的な学内広報及び職員による申請方法の説明会の開催により積極的な申請を促すとともに、しまね地域共生センターを窓口として、各学科と地域が連携することで松江キャンパス独自の専門研究を推進する。(No. 45-2) 再掲)

イ 外部競争的資金の導入

(No.52)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 科学研究費助成事業等の外部資金獲得に関する研修会を開催するなどの取り組みを行う。
- 2) 科学研究費助成事業以外の外部資金について、引き続き情報の集約と提供を行い、新規獲得を推進する。
- 3) 教員の同意を得た上で、科学研究費助成事業計画調書を学内閲覧する制度を継続する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 4) 科学研究費助成事業の応募時期に説明会を開催するほか、科研費アドバイザーを配置して随時相談に対応できる体制をとる。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 5) 行政機関が募集する外部資金や競争的研究費の積極的な学内広報を実施するとともに、職員による具体的な申請方法の説明会を開催し、科学研究費助成事業を始めとした外部資金獲得に関する積極的な申請・相談体制を整備する。

〔中期計画数値目標〕

・キャンパスごとに、教員の科学研究費、受託研究、民間財団助成金等外部資金獲得者人数の教員数に対する割合と教員個人が個別に獲得する外部資金総額の目標を表のとおりとする。

	人数割合	資金総額
浜田	35%以上	26,000,000円以上
出雲	20%以上	13,000,000円以上
松江	14%以上	4,000,000円以上

4. 地域貢献、国際交流

(1) 地域貢献の推進

ア 地域連携に関するコーディネート業務の実施

(No.53)

- 1) 各キャンパスにおける地域からの相談情報を共有し、他キャンパスに周知する。

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 2) 地域連携推進センターは、地域貢献活動に関する窓口として相談を受け付け、各種大学資源と3キャンパス間のコーディネートを行う。現在の連携先団体との関係維持を行いつつ、連携を深める。現在の連携先団体との関係維持を行いつつ、連携を深める。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 3) しまね看護交流センターについて、利用しやすいようにホームページをわかりやすくするとともに相談窓口の対応について充実を図る。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 4) しまね地域共生センターにおいて、地域からの相談窓口の運営を行う。

イ 民間団体等や行政との連携

(No.54)

- 1) 大学憲章の精神に沿って、本学が地域再生・活性化の核となる大学になるため、平成25年度に採択を受けた「地（知）の拠点整備事業（大学COC（Center of community）事業）」において実施する「地域と大学の共育・共創・共生に向けた縁結びプラットフォーム」事業を着実に実行する。【重点項目】

- ①『しまね地域マイスター認定制度』を着実に実施する。（『しまね地域共生学入門』の出雲キャンパスと松江キャンパスでの開講。『地域共生演習』およ

び『地域課題総合理解』の浜田キャンパスでの開講。)

②『9月連携会議』を経た『しまね地域共育・共創研究』の推進。

③遠隔講義システムを利用した公開講座の実施。

④短期大学部が開設する『履修証明プログラム』8コースの受講者の決定及び適正な受講管理。(No. 46-1) 再掲)

2) 自治体等との連携を図り、受託・共同事業等の実施について調整する。

【県立大学】(浜田キャンパス)

3) しまね国際センター等と連携し、地域の教育機関などの海外交流を支援する。

4) 地域の教育機関と連携し、本学の留学生による文化講座の実施等を通じて、児童生徒の海外交流を支援する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

5) しまね看護交流センターを相談窓口として、受託・共同研究/事業等を促進する。

6) 島根県等関係機関と連携して看護教育向上に向け、看護教員及び実習指導者を対象とした研修を行う。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

7) 地域ニーズの把握に努め、松江市をはじめとする自治体やNPO法人との連携を促進し、合意に至った部分から順次具体的な活動を実施する。

(No.55)

・県、市町村、その他公的団体からの各種審議会、委員等の就任要請に対し、積極的に協力し、政策課題、地域課題の問題解決を支援する。

ウ 県内教育研究機関等との連携

(No.56)

【県立大学】[総合政策学部]

・大学間連携ソーシャルラーニングについて、平成25年度から開設した2科目を引き続き開講し、他大学からの学生の受け入れを行うとともに、他大学が主催する授業等に本学学生の送り出しを行う。

エ 県民への学習機会等の提供

(No.57)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) 小中学校等との連携を図り、大学見学や職場体験学習、学習支援事業等を通じて、地域教育ネットワークを構築する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

2) しまね看護交流センターを窓口としてキャンパスツアーや出前講座などを実施する。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

3) 初等・中等教育側、大学教育側双方にとって教育的成果のある事業を継続して実施できるよう、全学または各学科において、教育機関との緊密な連携協力を図る。

(No.58)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 平成 27 年度の実施状況を検証しつつ、公開講座、出張講座等を開催し、教育・研究等の発表を行う。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 2) 教員に公開講座登録カードの提出を求め、県民のニーズに対応した公開講座を企画する。サテライトキャンパスにおいて「いずも健康市民大学」を開催する。
- 3) ぎんざんテレビ出前講座を年間 12 本程度収録し放送する。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 4) 地域のニーズに対応した公開講座・講演会、および履修証明プログラム等を通して、県民に生涯学習の機会を提供する。

(No. 12 再掲)

【県立大学短期大学部】[健康栄養学科]

- ・職能団体と連携し、客員教授の公開授業や公開講座「椿の道アカデミー」において、「栄養士のためのステップアップ講座」を開催し、島根県内の管理栄養士・栄養士のスキルアップを図る。(No. 12-2)再掲)

(No.59)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 公立図書館や市民団体等との連携を更に進める。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 2) ホームページ等により、施設利用を積極的にPR する。また、おはなしレストラン・ライブラリーを含む図書館においては、読み聞かせの充実や地域住民・児童・生徒が参加出来る企画を実施する。

[中期計画数値目標]

- ・教員の地域連携(貢献)活動取組数について、年間 400 件以上をめざす。
- ・県立大学・短期大学部の公開講座等の年間受講者数 5,200 人以上をめざす。

(2) 国際交流の推進

ア 海外の大学等との交流

(ア) 海外の大学及び研究機関との交流

(No.60)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) NEARセンターは、交流協定を結んでいる大学・研究機関との間で、合同国際シンポジウムの開催、共同研究事業、研究者の相互訪問、刊行物交換等の学術研究交流の実施を通じ一層の交流を図り、その成果を引き続き『北東アジア研究』に掲載するなど具体化する。
- 2) 新たな大学、研究機関との学生、教員交流の検討を進め、調整のついた大学等と交流協定を締結する。

3) 英語圏の学生を含めた多地域の学生を対象とした、短期の日本語・日本文化研修を実施する。【重点項目】

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

4) 平成27年度にセントラルワシントン大学と締結した覚書に基づき、語学研修等を実施し、さらなる相互交流の促進を図る。

(イ) 学生の海外短期研修

(No.61)

【県立大学】[総合政策学部]

1) より多くの学生海外短期研修プログラムに参加できるよう、「異文化理解研修」、「海外英語研修」、「海外韓国語研修」、「企業体験実習(海外企業研修)」等の多様な海外短期研修プログラムを周知する。【重点項目】

【県立大学】(出雲キャンパス)

2) 奨学金等の支援制度を周知するとともに、研修前後のオリエンテーション、報告会等を通じ、参加の意義を浸透させ、参加希望者の増加を図る。【重点項目】

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

3) 授業での海外短期研修、単位取得に関わらない自主参加の研修への参加促進を行い、国際交流の実績を学内外に周知する。【重点項目】

[中期計画数値目標]

・海外留学者数、海外研修、内閣府海外派遣事業等の参加者数について、年間180人以上をめざす。

イ 留学生の派遣と受入れ

(No.62)

【県立大学】[総合政策学部]

1) 留学協定を締結した大学に対し、留学生を派遣する。

2) ダブルディグリー制度に基づく派遣終了学生の単位認定を行うとともに、引き続き派遣学生のフォローを行う。また、派遣学生の語学能力向上のための韓国語特別演習を継続して実施する。

【県立大学】(浜田キャンパス)

3) 新たな大学と学生交流の検討を進め、調整のついた大学と学生交流協定を締結する。

(No.63)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) 日本人学生の海外留学促進のため、海外留学等に関する説明会・報告会を実施する。

2) 本学の留学情報等に関する高校生向けのパンフレットを作成し、オープンキャンパス等で配付する。

(No.64)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 留学生のための入寮枠を確保するため、学生寮の管理運営について引き続き検討し、快適な寮生活環境を提供する。
- 2) 留学生に対する支援内容等を記載したパンフレットを各国語で作成し、海外大学訪問時に配付する。
- 3) 留学生に対するイベントを実施し、留学生が修学しやすい環境を作る。

ウ 国際交流推進体制の整備

(No.65)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 国際交流推進体制の強化を図るため、国際交流コーディネーターの配置等について検討する。
- 2) 国際交流分野での3キャンパスの連携体制を強化するため、短期日本語・日本文化研修において、全キャンパスの学生が交流可能なプログラムを実施する。

【重点項目】

[年度計画数値目標]

- ・短期日本語日本文化研修等に参加する外国人留学生数について、年間20名以上をめざす。

Ⅲ. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営、組織体制の改善による効率的、合理的な経営

ア 機動的な体制の継続

(No.66) 【計画なし】

(No.67)

- ・全学運営組織は、全学として取り組むテーマの設定や年1回以上委員全員が出席する協議・研修の実施など、組織の活性化に向けて効果的な運営を行う。

イ 事務組織の機能強化、効率化

(No.68)

- 1) 法人が直面する諸課題への対応などを踏まえ、必要に応じて組織の見直しを行う。
- 2) 法人一般職員を育成していく観点から、組織の見直しについて検討する。

(2) 人事管理の適正化

ア 教職員数の適正管理

(No.69)

- ・人件費を考慮した上で、年齢や職格のバランスに留意しつつ、教職員の人事管理を適切に実施する。

(No.70)

- ・法人一般職員を計画的に採用する。

(No.71)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- ・臨地実習など学外で分散して展開される授業科目において、適切な指導体制と教育内容の確保が図られるよう、任期を定めた教員(嘱託助手)を必要に応じて雇用する。

イ 業務実績が適切に処遇に反映される制度

(No.72)

- ・教員個人評価制度について、引き続き、スケジュールに沿った運用に努めるとともに、公正な運用を行うための所要の改善を行う。

ウ 事務職員の人材育成

(No.73)

- ・他大学の人事評価制度の導入事例を分析し、本法人への導入が想定できるケースについて、引き続き詳細な情報を収集し研究する。

(No.74)

- 1) 法人職員の採用に伴い、事務局職員としての能力、意識の向上を図るための一般的な研修を実施するとともに、公立大学協会等の他団体が開催する研修を効果的に活用して、専門的な能力の開発に努める。
- 2) 県の研修機関における専門研修の活用等により、職員の資質や意識の向上を図る。

2 財務内容の改善による経営基盤の強化

(1) 自己財源の充実

ア 外部資金の獲得

(No.75)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 科学研究費助成事業等の外部資金獲得に関する研修会を開催するなどの取り組みを行う。(No.52-1) 再掲)
- 2) 科学研究費助成事業以外の外部資金について、引き続き情報の集約と提供を行い、新規獲得を推進する。(No.52-2) 再掲)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 3) 科学研究費助成事業の応募時期に説明会を開催するほか、「科研費アドバイザー」を配置して随時相談に対応できる体制をとる。(No.52-4) 再掲)

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 4) 競争的研究費の積極的な学内広報及び職員による申請方法の説明会の開催により積極的な申請を促すとともに、しまね地域共生センターを窓口として各学科と地域が連携することで、松江キャンパス独自の専門研究を推進する。(No. 45 -2) 再掲)

イ 学生納付金等の適切な設定等

(No.76)

- ・国公立大学の動向を適宜調査し、状況に応じ適切な学生納付金を設定する。

(No.77)

- ・大学開放施設の利用をホームページ等でPRし、使用料の確保を図る。

(No.78)

- ・「島根県立大学未来ゆめ基金」の制度概要及び寄附金事業実績等について、ホームページ・広報誌等を活用し積極的に広報を行う。

ウ 資産の運用管理の改善

(No.79)

- ・平成28年度の資金運用方針を定め、金融資産の効果的な運用を行う。

(2) 経費の抑制

(No.80)

- 1) 契約の合理化、集約化、複数年化等による経費の節減策を引き続き実施する。
- 2) システムやネットワーク更新に際しては、業務の効率化、費用の増嵩抑制に向けた検討を行う。
- 3) 予算編成プロセスを通じて事業の点検を行い、ニーズに合わなくなった事業や費用対効果の低い事業については廃止する等、抜本的な業務見直しを行う。

(3) 監査体制の充実

(No.81)

- ・理事長が指名する法人教職員による内部監査を実施するとともに、会計監査人監査及び監事監査を受けて、大学運営の健全性、透明性を確保する。

IV. 評価制度の充実及び情報公開の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価制度の充実

(1) 組織を対象とした評価制度

ア 島根県公立大学法人評価委員会の評価

(No.82)

- ・島根県公立大学法人評価委員会の業務実績に関する評価を法人及び大学運営等の改善に活用する。

イ 自己点検・評価及び認証評価

(No.83) 【計画無し】

ウ 利害関係者（ステークホルダー）の評価

(No.84)

- ・学生や地域住民等から意見を得る機会を設け、提出された意見に対しては可能な部分から対応する。【重点項目】

(2) 個人を対象とした評価制度

(No.72 再掲)

- ・教員個人評価制度について、引き続き、スケジュールに沿った運用に努めるとともに、公正な運用を行うための所要の改善を行う。(No.72 再掲)

(No.73 再掲)

- ・他大学の人事評価制度の導入事例を分析し、本法人への導入が想定できるケースについて、引き続き詳細な情報を収集し研究する。(No.73 再掲)

2 情報公開の推進

(No.85)

- ・認証評価及び島根県公立大学法人評価委員会による評価結果とその改善策を公表する。

(No.86)

- ・島根県情報公開条例や公立大学法人島根県立大学情報公開規程に基づき、情報公開を実施する。

V. その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 広報広聴活動の積極的な展開等

(1) 戦略的な広報の実施

(No.87)

- 1) ホームページの更新を頻繁に行い、タイムリーな情報発信を行うとともに、ホームページの見直しを積極的に進め、学生、入学希望者、県民、企業・団体に対して、それぞれが必要とする情報を効果的に発信する。
- 2) 学長定例記者会見を毎月実施し、法人、大学の取組や成果、行事等の情報を発信する。
- 3) 広報誌を年2回発行し、自治会回覧、県内外の施設への設置、保護者への郵送等を行うことにより、大学の資源や魅力を周知することに取り組む。

テレビCMや新聞・雑誌、広報用DVD等あらゆる広報媒体を活用し、学生募集を中心とした情報発信を行い、引き続き県立大学・短期大学部の入学定員充足率100%を達成する。また、志願者数確保のため、広告媒体の効果を検証しつつ有効性のある広報を実施する。(No.3-4) 再掲)

〔年度計画数値目標〕

・本部・3キャンパスのサイト訪問者数の対前年度比10%増を目指す。

(2) 大学支援組織との連携の強化

(No.88)

【県立大学】(浜田キャンパス)

・大学を支える会や島根県立大学支援協議会など大学を支援する組織との意見交換や交流事業の実施等を通じ地域との連携を強化する。

(No. 43 再掲)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 引き続き同窓会事務局フェイスブックによる情報発信を行い、同窓生と在学生との交流を促進する。(No.43-1) 再掲)
- 2) キャリアプログラム(授業・講座)の講師として卒業生を招聘したり、OB・OGマッチングサービスを行うなど、卒業生を積極的に活用する。キャリア教育の授業で、年度中に4回程度卒業生を招聘して授業を運営するとともに、OB・OGを招聘した業界研究セミナーを複数回開催するなど業界研究・企業研究にも積極的に活用する。また、OB・OG訪問を受入可とした卒業生については、卒業生キャリアサポーターとして在学生の就職支援に積極的に関わるよう促す。その際には、同窓会支部役員を中心としたネットワークを活かす。(No.43-2) 再掲)
- 3) 引き続き島根県内及び都市部の就活生激励会を同窓会組織と共同で開催する。また、県内就職率向上に向け、島根大学、ふるさと島根定住財団等関係団体と連携して、卒業生と在学生との交流の場づくりに協力する。(No.43-3) 再掲)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 4) ホームカミングデイの機会に、卒業生・修了生に対してキャンパス情報を提供するとともに、卒業生・修了生の意見を聴取し、同窓会組織との連携を深める。(No. 43-4) 再掲)

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 5) web同窓会システム(愛称カメラア)の活用、共催イベントの実施等について卒業生会と協議して、さらに具体的に連携を強化する。(No.43-5) 再掲)

(3) 広聴活動の実施

(No.89)

- 1) 学生や地域住民等から意見を得る機会を設け、提出された意見に対しては可能な部分から対応する。(No. 84 再掲) 【重点項目】

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 2) 近隣地域住民の意見を聴取する目的のキャンパスモニターの委嘱、中山間地域等の特定地域の健康課題を聴取する目的のタウンミーティングの開催、保健・医療を含む幅広い関係者からの意見を聴取する目的のキャンパスプラットフォーム会議の開催等を通じて、地域の意見を聴き、大学運営に反映する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 地域連携の窓口として設置している、しまね地域共生センターの職員がインフォーマルな会合等に参加し参加団体等と意見交換を行う。例えば、松江市が主催する松江共創・協働マーケットにおいてNPO、市民団体、公民館や町内会など地域で活動する団体、企業など様々な団体と、アイデアや課題を直接自由に話し合い様々な意見を聴き、大学運営に反映する。

2 施設設備の維持、整備等の適切な実施

(No.90)

- ・施設設備の点検・更新を定期的に行い、施設設備の長寿命化を図る財産保全対策を実施する。

3 安全管理対策の推進

(No.91)

- ・衛生委員会、衛生管理者、産業医を置き、法令に基づき安全衛生管理体制を適切かつ積極的に運用する。また、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度への対応を適切に行う。

(No.92)

- 1) 個人情報保護制度に関して引き続き啓発を行う。
- 2) 情報セキュリティポリシーを適正に運用し、利用者教育、セキュリティ監査等を確実にを行う。

4 危機管理体制の確保

(No.93)

- ・危機管理マニュアル等に基づき、学長をトップとした危機管理対応を行うとともに、マニュアルを適宜見直し、充実を図る。

5 人権の尊重

(No.94)

- ・学生や教職員を対象とした人権に関する研修会等を実施する。

(No.95)

- ・キャンパス毎に設置したキャンパスハラスメント防止委員会が中心となって、キャンパスハラスメントの防止及びその早期対応に引き続き取り組む。
相談連絡窓口として、学生相談員、所属相談員を配置し、相談に対応し、研修や相談支援体制の適宜見直しや相談体制の充実を図る。また、苦情相談窓口や対応措置を学生や教職員に周知徹底する。

6 環境マネジメントシステムの構築・推進

(No.96)

- ・消費電力の削減に努める等、引き続き省エネ活動を推進する。

VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積りを含む。）

平成28年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 8 2 2
特殊要因経費補助金	1 3 5
自己収入	1, 1 4 5
授業料及び入学金検定料	1, 0 7 0
その他収入	7 5
外部補助金収入	5 1
寄附金収入等	7 0
積立金取崩収入	8 2
計	3, 3 0 5
支出	
業務費	3, 2 3 3
教育研究経費	6 8 0
人件費	2, 1 0 1
一般管理費	4 5 4
施設整備費	7 0
計	3, 3 0 5

【人件費の見積り】

総額 2,027 百万円を支出する（松江キャンパス四年制化事業分を含む。退職手当は除く。）

注1) 人件費の見積額は、役員報酬、教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。

注2) 運営費交付金は、県の財政状況を踏まえ、各年度の県の予算において決定されるものである。

運営費交付金＝「標準経費分」（「標準経費」－「標準収入」）＋「法人経常経費分」＋「退職手当分」

- ・ 標 準 経 費：前年度当初予算額を基礎とし、法人の効率化の取組を前提として算定
- ・ 標 準 収 入：収容定員等の客観的な指標に基づき理論的な収入を設定
- ・ 法人経常経費分：法人化に伴う経費等であり、法人の効率化の取組を前提として算出
- ・ 退 職 手 当 分：各事業年度における退職者の見込みに基づき所要額を算出

注3) 特殊要因経費補助金は、大規模修繕、大規模システム整備等の施設又は設備の整備に要する経費、法人に責によらない突発的な経費等に対して交付されるが、県の財政状況を踏まえ、各年度の県の予算において決定されるものである。

注4) 外部補助金収入は、文部科学省補助金、大学入試センター委託費等

注5) 寄附金収入等は、受託研究収入、旧財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴う使途特定寄附金等

2. 収支計画

平成28年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3, 2 8 2
經常費用	3, 2 8 2
業務費	2, 7 1 2
教育研究経費	6 1 1
人件費	2, 1 0 1
一般管理費	4 1 0
減価償却費	1 5 8
財務費用	2
収入の部	3, 2 0 0
經常収益	3, 2 0 0
運営費交付金収益	1, 7 8 7
授業料収益	9 1 7
入学金検定料収益	1 5 3
受託研究等収益	0
受託事業等収益	2 2
寄附金収益	4 8
補助金等収益	1 1 7
その他収益	7 5
固定資産見返運営費交付金等戻入	5 5
固定資産見返補助金等戻入	5
固定資産見返寄附金戻入	3
固定資産見返施設費戻入	2
固定資産見返物品受贈額戻入	1 6
当期純利益	▲ 8 2
目的積立金取崩額	8 2
当期総利益	0

3. 資金計画

平成28年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3, 305
業務活動による支出	3, 118
投資活動による支出	113
財務活動による支出	74
資金収入	3, 224
業務活動による収入	3, 154
運営費交付金による収入	1, 822
授業料及び入学金検定料による収入	1, 070
受託事業等収入	22
寄附金収入	48
補助金等収入	117
その他の収入	75
投資活動による収入	70
施設費補助金による収入	70
財務活動による収入	0

Ⅶ. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

4. 5億円

2. 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間にずれが生じた場合、事故の発生により緊急に必要な生じた場合等に借入を行う。

Ⅷ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅸ. 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育、研究及び業務運営の改善に充てる。

Ⅹ. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

Ⅲ 1 (2) に記載のとおり。

3. 積立金の使途

教育、研究及び業務運営の改善に充てる。

4. その他法人の業務の運営に関し必要な事項

なし